

申請書名：麻薬（施用者、管理者、小売業者、卸売業者、研究者）免許申請

概要	麻薬の免許申請を行うために使用します。
申請書以外に提出する書類	<p>1 「麻薬施用者」の場合</p> <p>① 診断書 発行後1ヶ月以内のもの。</p> <p>② 資格を証する書類 医師、歯科医師、又は獣医師の免許の写しであって、施設の長が原本照合の証明を行ったもの。施設の長が証明を行わない場合は、免許証原本と写しを持参のうえ、総合支庁で原本照合の証明を受けてください。）</p> <p>2 「麻薬管理者※」の場合 ※ 2人以上の麻薬施用者が従事する（従たる業務所として従事する場合も含む）麻薬診療施設には、麻薬管理者を置く必要があります。</p> <p>① 診断書 発行後1ヶ月以内のもの。</p> <p>② 資格を証する書類 医師、歯科医師、獣医師、又は薬剤師の免許の写しであって、施設の長が原本照合の証明を行ったもの。施設の長が証明を行わない場合は、免許証原本と写しを持参のうえ、総合支庁で原本照合の証明を受けてください。）</p> <p>3 麻薬小売業者・麻薬卸売業者の場合</p> <p>① 登記事項証明書（申請者が法人の場合）</p> <p>② 業務を行う役員を明示する組織規定図又は業務分掌図（申請者が法人の場合）</p> <p>③ 診断書（申請者が法人の場合は、業務を行う役員全員の診断書） 発行後1ヶ月以内のもの。</p> <p>④ 資格を証する書類（薬局開設許可証又は医薬品販売業許可証の写し）</p> <p>⑤ 業務所の平面図（麻薬保管場所記載のもの）</p> <p>⑥ 麻薬を保管する金庫の立体図（寸法、重量、材質、施錠状態、固定の有無等を記載のもの）</p> <p>4 麻薬研究者の場合</p> <p>① 診断書 発行後1ヶ月以内のもの。</p> <p>② 研究目的書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>④ 麻薬研究施設の設置者の同意書</p> <p>⑤ 麻薬貯蔵設備の位置を示す見取り図、麻薬貯蔵設備の構造・設備を示すもの。</p> <p>⑥ 麻薬研究施設の概要</p>
手数料	お問い合わせください。
受付窓口	<p>各総合支庁保健福祉環境部保健企画課</p> <p>TEL</p> <p>村山総合支庁 023-627-1248</p> <p>最上総合支庁 0233-29-1257</p> <p>置賜総合支庁 0238-22-3872</p> <p>庄内総合支庁 0235-66-4738</p>
備考	

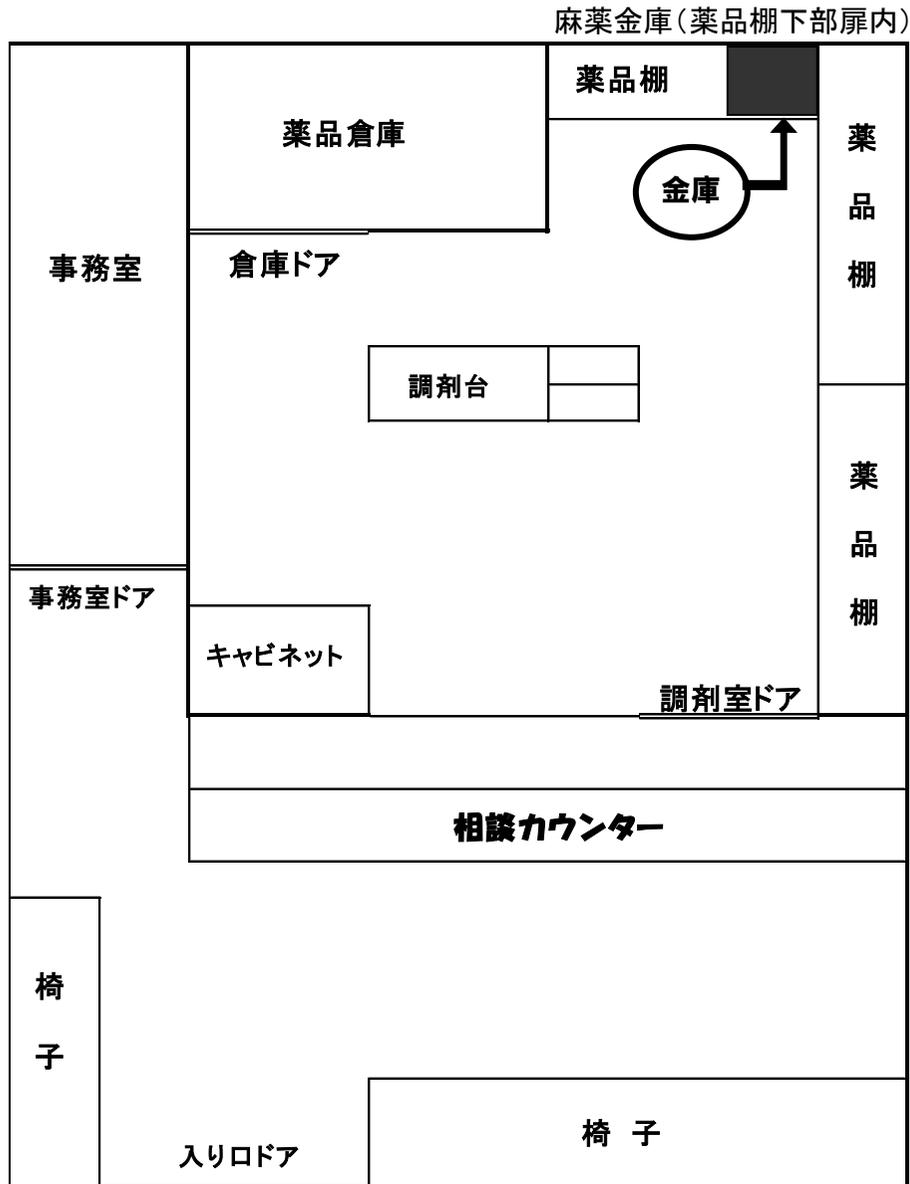
県証紙貼付欄

施用者・管理者・研究者・
卸売業者・小売業者の別

麻薬 施用者 免許申請書

麻薬業務所	所在地	山形市十日町1-6-6		
	名称	村山診療所		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所在地	施用者・管理者：医師等免許番号・登録年月日 卸・小売：薬局・医薬品販売業許可番号・許可年月日		
	名称			
許可又は免許の番号		第 1 2 3 4 5 6 号	許可又は免許の年月日	平成10年 5月15日
申請者（法人にあっては業務を行う役員を含む。）の欠格条項	(1)法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。	なし	卸・小売の場合、業務を行う役員が複数の場合は「全員なし」と記入	
	(2)罰金以上の刑に処せられたこと。	なし		
	(3)医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。	なし		
	(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員であったこと。	なし		
	(5)(4)に規定する者に事業活動を支配されていること。	なし		
備考	新規			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。				
年 月 日				
◆施用者・管理者・研究者の場合：免許を取得する個人の住所・氏名		住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）		
◆卸売・小売の場合：薬局（医薬品販売業）の開設者		氏名（法人にあっては、名称）		
		山形市十日町1-6-6		
		村山 太郎		
山形県知事 殿				

◎平面図・金庫立体図の記載例 〈小売・卸売業者・研究者〉



麻薬を保管する金庫立体図

重 量： 41kg

材 質： 外装及び扉は鉄板

施 錠 状 態： 常時施錠しており、鍵及びダイヤル番号は
管理薬剤師が管理している。

固定の有無： 床と金庫をボルトで固定している。

単位：mm

